

公の施設の指定管理者の指定の件（自転車等駐車場）

令和3年（2021年）11月26日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称及び位置並びに指定管理者
別表のとおり
- 2 指定期間
令和4年3月18日から令和9年3月31日まで

(理由)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、自転車等駐車場の指定管理者を指定するため、本案を提出する。

別表

名 称	位 置	指 定 管 理 者
北1西1地下自転車 駐車場	札幌市中央区北1 条西1丁目	大通周辺自転車等駐車場利用 推進グループ (代表団体)
大通西1丁目自転車 駐車場	札幌市中央区大通 西1丁目	
市役所自転車駐車場	札幌市中央区北1 条西2丁目	札幌市中央区北12条西23 丁目2番5号
西2丁目線地下自転 車等駐車場	札幌市中央区南1 条西1丁目、札幌市 中央区南1条西2 丁目、札幌市中央区 南2条西1丁目、札 幌市中央区南2条 西2丁目	株式会社札幌振興公社 代表取締役社長 板垣 昭彦 (構成団体)
南2西4五番街自転 車駐車場	札幌市中央区南2 条西4丁目	札幌市中央区北5条西12丁 目2番地
大通西5丁目自転車 駐車場	札幌市中央区大通 西5丁目	株式会社ベルックス 代表取締役社長 梶野 弘毅 (構成団体)
大通西6丁目自転車 駐車場	札幌市中央区大通 西6丁目	札幌市中央区南4条西13丁 目1番8号
北1西6暫定自転車 等駐車場	札幌市中央区北1 条西6丁目	株式会社キタデン 代表取締役 伏木 進 (構成団体)
南2西3地下自転 車駐車場	札幌市中央区南2 条西3丁目	札幌市中央区南1条西4丁目 13番地
		札幌大通まちづくり株式会社 代表取締役社長 島口 義弘